

実施方針及び業務要求水準書（案）に関する質問に対する回答

（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業に係る実施方針に関する質問に対する回答を提示します。

番号	書類名	質問概要	該当箇所										質問	回答		
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	a	i)					
1	実施方針	区域の一部応募	3	5	第1	1	(7)								<p>「本公園区域全体を対象に・・・」とありますが、区域の一部を対象では応募できないでしょうか。又、「区域の一部ならば応募希望」という業者が数社ある場合、町がとりまとめ調整をし、組織化を推進することは不可能でしょうか。</p>	<p>町としては、公園区域全体を対象に、一体的に管理運営を行っていただきたいと考えております。</p> <p>町が、複数の事業者を提案を受け付け、組織のとりまとめ調整を行うことは、民間事業者の知見やノウハウ、技術力を最大限に活用することにつながらないことから、民間事業者による応募グループの組織化を前提とする事業として公募を進めます。</p>
2	実施方針	PFI事業優先交渉権	4	24	第1	1	(11)	③							<p>「PFI事業者は、優先交渉権者が・・・」とありますが、PFI事業者と優先交渉権者とは別の事業者ということですか。</p>	<p>優先交渉権者とは、今回の公募型プロポーザル方式の事業者選定において最も優れた提案を行った応募者をいい、町とPFI事業契約の締結に向けて、優先的に交渉できる事業者となります。</p> <p>PFI事業者は、町とPFI事業契約を結ぶ事業者となり、本事業においては、優先交渉権者が本事業を行うために設立するSPC（特別目的会社）が該当します。</p>
3	実施方針	全面開園	5	10	第1	1	(13)								<p>全面開園（令和5年12月頃）とありますが、計画施設を全て完成させる必要がありますか。又は、調整区域として一部未整備のまま開園し、推移を見て内容を決定する事は出来ないですか。</p>	<p>町は令和3年4月から先行開園を行い、同年12月頃から、PFI事業者による本格運営の開始と併せて、提案（公園全域を整備対象とした事業計画）された公園整備事業に着手し、令和5年12月頃に公園全域を開園する計画としています。</p> <p>よって、公園全域の開園までは、公園整備中の区域を除き開園する状況となることから、事業者からは段階的に開園（本格運営の開始から2年後の全面開園までの期間に限る。）する提案内容になるものと想定しております。</p>
4	実施方針	事業期間終了	5	14	第1	1	(14)								<p>事業期間終了時には、事業期間延長の協議はなく、更地に戻し、町との契約は終了するのですか。</p>	<p>PFI事業契約の延長は行いません。</p> <p>なお、町に所有権を移転しないB00施設については、業務要求水準書「第10.3.事業終了時の措置」に基づき、町との協議により定めます。</p>
5	実施方針	SPC	7	14	第2	2	(1)								<p>「SPCに対する構成員の出資割合は50%を超えるものとする」とありますが、残りの50%以下は誰が出資するのですか。</p>	<p>応募企業及び応募グループの構成員によるSPC（特別目的会社）への出資比率について、少なくとも50%を超えるように条件として求めているものであり、構成員以外の出資の制限はありません。応募者及び応募グループの構成員がSPCの株式の100%を保有することも可能です。</p>